

令和 7 年 2 月 3 日  
総合政策局 海洋政策課  
海事局 海洋・環境政策課

## 船舶によるバイオ燃料輸送拡大のためのガイダンスが合意されました

～ 国際海事機関 第 12 回汚染防止・対応小委員会の開催結果 ～

令和 7 年 1 月 27 日～31 日にかけて、国際海事機関（IMO）第 12 回汚染防止・対応小委員会（PPR 12）が開催されました。今次会合では、既存の重油燃料の補給船（バンカリング船）により輸送可能なバイオ燃料混合油（※1）を拡大するためのガイダンスが合意されました。この他、船体の水中洗浄に関するガイダンス案が合意されました。

※1：従来の船用燃料である重油等にバイオ燃料を混合した燃料。

今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。詳細は別紙をご覧ください。

### 1. 重油燃料補給船によるバイオ燃料輸送拡大のためのガイダンス

- 船舶の温室効果ガス（GHG）排出削減の観点から、バイオ燃料混合比の高いバイオ燃料混合油の使用ニーズの高まりを受け、既存の重油燃料のバンカリング船で輸送可能なバイオ燃料混合比を拡大するガイダンスが合意されました。このガイダンスは、本年 4 月に開催される第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC 83）において承認される見込みです。

### 2. 船舶の水中洗浄に関するガイダンス

- 船体に付着する有害水生生物の越境移動の防止の観点から、船体の水中洗浄の方法や水中洗浄装置の性能基準等を定めた「船体の水中洗浄に関するガイダンス」が合意されました。本ガイダンスは本年 4 月に開催される MEPC 83 において承認される見込みです。

### 3. 船舶からの海洋プラスチックごみ対策

- 2018 年の「船舶からの海洋プラスチックごみ削減に向けた行動計画」で定められた、船内プラスチック廃棄物管理措置の対象船舶拡大等の取組みについて進捗状況の評価を行い、プラスチックペレット（※2）の海上輸送に伴う環境リスクの軽減のための義務的措置の検討等を含む、2030 年迄の 5 年間の行動計画案が作成されました。

※2：プラスチック製品の原料となる小さな粒状のプラスチック素材。



<問合せ先> 代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 高橋、堀内 総合政策局 海洋政策課 川邊、望月

直通:03-5253-8118

直通:03-5253-8266

(内線：43-922、43-923)

(内線：24-362、24-376)